

子育第3858号

平成30年3月22日

各市町村保育主管課 ご担当者 様

大阪府福祉部子ども室子育て支援課長

保育士登録の取消しに関する事務について

日頃から、本府保育行政の推進につきまして、御協力をいただきお礼申し上げます。
保育士登録に関する事務については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条、「保育士登録の円滑な実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知)等により実施されているところですが、禁錮以上の刑に処せられたこと等により、法第18条の5に規定する欠格事由に該当することとなった者の保育士登録の取消しに関する事務の適正化を図るため、児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国庫化戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令が別添のとおり公布されましたので、お知らせします。

各市町村におかれましては、貴職所管の保育所、認定こども園及び未就学児に関わる施設全般に広く周知いただきますようお願いいたします。

【連絡先】

担当 : 大阪府福祉部子ども室子育て支援課

認定こども園・保育グループ 讃岐・山口

電話 : 06-6944-6678

メール : kosodateshien-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp